

相談室だより (みさき・くろさき 2010年08月)

担当：みさき病院 MSW 三宅

毎日暑い日が続きますね・・・
夏バテしていませんか？
みなさん健康に気をつけて、残暑を乗り切りましょね。
さて、今回の相談室だよりは、生活保護の保護費についてのお話です。自分自身に置き換えて見て実感していただけたらと思います。



生活保護費の仕組み

みなさん、生活保護受給者に対して世間から厳しい声を聞いたことはありませんか？
生活保護受給者の方の生活については、取り上げてきましたので、今回は、生活保護受給した場合の支給額についてご説明したいと思います。

まず、生活保護費は、年齢、世帯人数、家賃、就学、障害の有無、母子など様々な項目があり、それを合計した金額が1ヶ月の保護費の支給金額となります。また、地域(市町村)によって保護費の基準額が異なります。

大牟田の場合

第1類		第2類			住宅費(家賃など)
0~2歳	18,080円	人員	基準額	冬季加算	一般基準
3~5歳	22,790円	1	37,570円	2,670円	
6~11歳	29,470円	2	41,580円	3,460円	31,600円以内
12~19歳	36,400円	3	46,100円	4,130円	
20~40歳	34,830円	4	47,710円	4,680円	敷金など
41~59歳	33,030円	5	48,110円	4,860円	
60~69歳	31,230円	6	48,510円	5,040円	123,300円以内
70歳以上	28,300円	1人増すごとに加算	400円	180円	

* 第1類・・・個人ごとの食費や被服費

* 第2類・・・世帯として消費する光熱費など

では、上の表に沿って例をあげてみましょう。

例1) Aさん25歳一人暮らし(家賃は30,000円)の場合

$34,830 + 37,570 + 30,000 = 102,400$ 1ヶ月あたり102,400円の支給となります。

Aさんがバイトで50,000円の収入があれば、Aさんの基準額から収入認定基礎控除額を差し引いた差額の支給となり、 $102,400 - (50,000 - 15,220) = 67,620$ 円の支給です。

例2) Bさん夫婦(夫73歳、妻71歳)の2人暮らし(家賃なし)の場合

$28,300 + 28,300 + 41,580 = 98,180$ 1ヶ月あたり98,180円の支給となります。

夫が入院した場合(1ヶ月以上)は、

入院での支給が23,150円以内(年齢問わず)が上限となるため、

$23,150 + 28,300 + 37,570 = 89,020$ 1ヶ月あたり89,020円の支給です。

入院によって支給額が変わることで、みなさんの周りでも、「保護費が減るから退院したい」と話される患者様とお会いしたことはありませんか？治療に専念したくても、患者様は退院後の生活費を心配されてあります。

例3) 脳梗塞を発症したCさん60歳一人暮らし(家賃は25,000円)の場合

発症前

$31,230 + 37,570 + 25,000 = 93,800$ 1ヶ月あたり93,800円の支給となります。

発症後、右上下肢に麻痺が残り、身障手帳を申請し1級を取得し自宅復帰した場合は、

障害者加算		居 宅	入 院
	1~2級	24,970円	22,340円
3級	16,650円	14,890円	

$31,230 + 37,570 + 25,000 + 24,970 = 118,770$ 1ヶ月あたり118,770円の支給です。

入院中、外来通院中の患者様で、身障手帳が取得できそうな方がいれば上記のように加算がつきますので、みなさんも気にかけていただけたらと思います。

以上3例あげさせていただきましたが、私たちMSWは、生活困窮されている方に対して、生活状況を情報収集し、その方の収入と、生活保護の基準額の差額を計算し生活保護申請の援助を実施しています。

国民年金のみの方の場合は、生活保護基準以下の方がほとんどの状況です。また、生活保護費も老齢加算廃止などにより、さらに生活困窮されてあります。

全国で生存権裁判が起こっている状況を、何故起こっているのかを改めて考えていただけたらと思います。

是非皆さんも、今回の表を参考に、自分が生活保護を受けた場合の保護費を計算していただき、保護費内での生活をイメージしてください。(車の利用も出来ないと想定して)

自分たちに何か起こった時に、安心した生活が送れるように社会保障費の拡充にむけた運動に取り組んでいきましょう。

~ 時事問題 ~

熱中症と高齢者

特に今夏は猛暑で連日、テレビ等でも熱中症のことが報道されています。一般に、子どもはスポーツしている時、大人は労働している時、高齢者は自宅にいる時に、熱中症になりやすいといえます。みさき病院にも気になる患者様が何名もいらっしゃいます。

8月17日、その気になる患者様を訪問しました。この患者様は、高齢者夫婦二人暮らしで、ご主人様は脳梗塞後遺症があり杖歩行です。奥様は、認知症がおありです。夫婦が協力し合って、また介護保険サービスを利用しながら、何とか自宅での生活を維持されています。経済的は、生活保護を受給されています。

訪問したのは、ご夫婦がくろさき苑のデイケアから帰宅される16時40分でした。小さな一軒屋で、玄関を開けると“モワっとした”空気を感じました。温度計は36度を指し、湿度は80%にもなっていました。デイケアの職員と窓を開けると、温度は徐々に下がっていきましたが、それでも34度でした。デイケアの職員は毎回、窓を開け、蚊取り線香を付けて、水分を十分摂るようにアドバイスし、このご夫婦を熱中症から守っているとのことでした。

同様な高齢者は少なくないと思われます。生活保護においては、老齢加算が廃止され、約20%の保護費が減額されています。このため、クーラーを買うことが出来ない、クーラーがあっても電気代がかかるため、使うことが出来ない等の悲痛な声があっています。

現在、民医連でも熱中症に関する調査を行っています。まずは、実態把握をし、高齢者を熱中症から守る為のあらゆる手立てを考え、医療実践や運動に繋げて行きましょう！